

第64期
定時株主総会

招集ご通知

日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

福井県福井市宝永3丁目1-1
福井県国際交流会館 B1
多目的ホール

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

目次

定時株主総会招集ご通知 …	1
株主総会参考書類 ……………	2
事業報告 ……………	16
計算書類 ……………	30
監査報告 ……………	41

株 主 各 位

福井県福井市白方町45字砂浜割5番10

株式会社田中化学研究所

代表取締役 社長執行役員 横川 和史

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面にて議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日(木曜日)午後5時5分までに到着するようご返送の程お願い申し上げます。

また、新型コロナウイルスの感染が収束していない状況を踏まえまして、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 福井県福井市宝永3丁目1-1
福井県国際交流会館 B1 多目的ホール
3. 目的事項
報告事項 第64期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tanaka-chem.co.jp/>)に掲載させていただきます。

新型コロナウイルスの影響など諸般の事情を鑑み、例年開催しております株主総会終了後の懇談会を中止させていただくことといたしました。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（2014年法律第90号）（以下「改正法」といいます。）が2015年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。

つきましては、取締役会の監督機能の更なる強化を通じてコーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図る観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するため所要の変更を行うものであります。

本議案は、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線変更部分）

| 現 行 定 款                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第4章 取締役および取締役会</b>                                                                                                           | <b>第4章 取締役および取締役会</b>                                                                                                                                      |
| <p><b>（取締役の員数）</b><br/>第20条 当社の取締役は、7名以内とする。</p>                                                                                | <p><b>（取締役の員数）</b><br/>第20条 当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、7名以内とする。<br/>2 <u>当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。</u></p>                              |
| <p><b>（取締役の選任）</b><br/>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p><b>（取締役の選任）</b><br/>第21条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p><u>(取締役の解任)</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(取締役の任期)</u></p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> | <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p><u>(取締役の解任)</u></p> <p>第22条 取締役は株主総会において解任する。</p> <p>2 監査等委員でない取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p><u>(取締役の任期)</u></p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>(取締役会の招集権者及び議長)</b></p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。<br/>(新設)</p> | <p><b>(取締役会の招集権者及び議長)</b></p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>3 <u>代表取締役以外の各取締役は、法令の定めるところに従い、必要がある場合には、取締役会の招集を代表取締役に請求または自ら招集することができる。ただし、取締役会の招集を請求する場合には、会議の目的事項を記載した書面を代表取締役に提出することによるものとし、自ら取締役会を招集する場合は、第26条第1項の方法によるものとする。</u></p> <p>4 <u>前3項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。この場合、第26条第1項の方法によるものとする。</u></p> |
| <p><b>(取締役会の招集通知)</b></p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>                 | <p><b>(取締役会の招集通知)</b></p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。<u>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>(取締役会の決議の省略)</b><br/> 第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p><b>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</b><br/> (新設)</p> <p><b>(取締役会の議事録)</b><br/> 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役<u>及び</u>監査役がこれに記名押印する。</p> <p><b>(取締役の報酬等)</b><br/> 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役および監査役会</b></p> <p><b>(監査役および監査役会の設置)</b><br/> 第32条 当社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p><b>(監査役の数)</b><br/> 第33条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> | <p><b>(取締役会の決議の省略)</b><br/> 第28条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><b>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</b><br/> 第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p><b>(取締役会の議事録)</b><br/> 第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印<u>または電子署名</u>する。</p> <p><b>(取締役の報酬等)</b><br/> 第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p><b>(監査等委員会の設置)</b><br/> 第34条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>(監査役の選任)</b><br/> 第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><b>(監査役の任期)</b><br/> 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><b>(常勤監査役)</b><br/> 第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p><b>(監査役会の招集通知)</b><br/> 第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p><b>(監査役会の決議の方法)</b><br/> 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><b>(常勤監査等委員)</b><br/> 第35条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><b>(監査等委員会の招集通知)</b><br/> 第36条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</p> <p><b>(監査等委員会の決議の方法)</b><br/> 第37条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>(監査役会の議事録)</b><br/> <u>第39条</u> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印する。</p> <p><b>(監査役監査規程)</b><br/> <u>第40条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役監査規程</u>による。</p> <p><b>(監査役の報酬等)</b><br/> <u>第41条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><b>(監査役の責任免除)</b><br/> <u>第42条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度額の範囲内で免除することができる。</u><br/> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> | <p><b>(監査等委員会の議事録)</b><br/> <u>第38条</u> <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p><b>(監査等委員会規程)</b><br/> <u>第39条</u> <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p><b>(会計監査人の報酬等)</b></p> <p><u>第46条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p><b>附則</b></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p><b>(会計監査人の報酬等)</b></p> <p><u>第43条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p><b>附則</b></p> <p><u><b>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の実任免除に関する経過措置)</b></u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>当社は、第64期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></li> <li>2 <u>第64期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第2項の定めるところによる。</u></li> </ol> |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じです。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | よこ かわ かず ふみ<br>横 川 和 史<br>(1961年3月30日) | 1985年4月 住友化学工業株式会社入社<br>(現住友化学株式会社)入社<br>1991年9月 ドイツ・ミュンヘン大学派遣<br>1993年10月 派遣免<br>2014年4月 大分工場医薬化学品生産技術部長<br>2015年4月 大阪工場長<br>2017年4月 理事 大阪工場長<br>2019年4月 当社入社 顧問<br>2019年6月 代表取締役社長執行役員(現任)             | 0株            |
| 2     | も がり まさ ひろ<br>茂 刈 雅 宏<br>(1952年10月2日)  | 1975年4月 住友商事株式会社<br>2001年9月 当社入社<br>2004年6月 取締役<br>2008年4月 取締役執行役員<br>2012年7月 取締役常務執行役員<br>2016年4月 取締役専務執行役員<br>2017年6月 代表取締役社長執行役員<br>2019年6月 取締役会長(現任)                                                 | 13,500株       |
| 3     | く の かず お<br>久 野 和 雄<br>(1950年4月2日)     | 1973年4月 三宝伸銅工業株式会社<br>(現三菱マテリアル株式会社)入社<br>1982年3月 取締役<br>1996年10月 代表取締役社長<br>2001年3月 取締役会長<br>2002年3月 取締役相談役<br>2002年6月 ニチエス株式会社代表取締役社長<br>(現任)<br>2003年6月 当社社外取締役(現任)<br>2008年3月 三宝伸銅工業株式会社<br>取締役相談役退任 | 10,000株       |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                             | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 4     | 小坂伊知郎<br>(1961年7月18日) | 1986年4月 住友化学工業株式会社<br>(現住友化学株式会社)入社<br>2006年6月 化成品事業部長<br>2011年10月 化成品事業部長<br>2015年4月 理事 化成品事業部長<br>2018年4月 執行役員(現任)<br>2018年6月 当社取締役(現任) | 0株            |
| 5     | 田中浩<br>(1953年7月3日)    | 1978年4月 東京海上火災保険株式会社<br>(現東京海上日動火災保険株式会社)入社<br>2006年7月 双日インシュアランス株式会社<br>入社<br>2013年7月 当社入社<br>2018年6月 当社取締役(現任)                          | 300,000株      |

注1. 各取締役候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

2. 住友化学株式会社は当社の親会社であります。

3. 横川和史氏、および小坂伊知郎氏の現在および過去5年間の住友化学株式会社における地位および担当は、上記に記載のとおりであります。

4. 取締役候補者久野和雄氏は、社外取締役候補者であります。

なお、当社は、久野和雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 久野和雄氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営の監督に活かし、取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、取締役を選任をお願いするものであります。

6. 久野和雄氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって17年となります。

7. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。

当社は、当該定款に基づき取締役候補者である茂刈雅宏氏、小坂伊知郎氏、田中浩氏及び社外取締役候補者である久野和雄氏との間で責任限定契約を締結しており、4氏の再任が承認された場合、4氏との当該契約を継続する予定であります。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とします。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社に移行しますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | おおしまてつお夫<br>大 嶋 哲 夫<br>(1955年6月8日) | 1978年4月 住友商事株式会社入社<br>2003年10月 東京物流部長<br>2006年4月 理事 物流保険事業本部長<br>2008年4月 理事 物流保険事業本部参事<br>住商グローバル・ロジスティクス<br>株式会社取締役兼副社長執行役員<br>2010年3月 理事 (上海) 物流保険事業本部<br>参事<br>SUMISHO GLOBAL LOGISTICS<br>(SHANGHAI) CO.,LTD<br>董事長兼総経理<br>2015年4月 理事 環境・インフラ事業部門長付<br>2015年6月 当社社外監査役 (現任) | 10,400株       |
| 2     | ますだひとみ<br>増 田 仁 視<br>(1952年4月23日)  | 1977年4月 公認会計士伊藤満邦事務所入所<br>1982年6月 公認会計士増田仁視事務所所長 (現任)<br>1994年6月 アイテック株式会社監査役 (現任)<br>2011年6月 当社社外監査役 (現任)<br>2016年3月 日華化学株式会社 社外監査役 (現任)<br>2019年6月 日本公認会計士協会 理事 (現任)                                                                                                          | 23,800株       |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3     | 井上 毅<br>(1965年9月18日) | 1997年4月 弁護士登録<br>井上法律事務所開業(現任)<br>2010年4月 福井弁護士会 会長<br>2011年10月 福井地方労働審議会委員<br>(現任、会長)<br>2012年5月 福井県労働委員会委員(現任)<br>2018年4月 民事調停委員(現任)<br>2019年6月 当社社外監査役(現任)<br>2020年1月 司法委員(現任) | 0株            |

注1. 上記候補者3氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 上記候補者3氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。

なお、当社は、上記候補者3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 上記候補者3氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

候補者大嶋哲夫氏につきましては、事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいた客観的、中立的な監査・監督業務を通じて取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものであります。

候補者増田仁視氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、財務及び会計などを中心とした客観的、中立的な監査・監督業務を通じて取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものであります。

候補者井上毅氏につきましては、過去に企業経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、法律面を中心とした客観的、中立的な監査・監督業務を通じて取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものであります。

4. 大嶋哲夫氏、増田仁視氏、井上毅氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって大嶋哲夫氏が5年、増田仁視氏が9年、井上毅氏が1年となります。

5. 第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、変更後の定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と監査等委員である社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。

当社は、当該定款に基づき、監査等委員である社外取締役候補者である大嶋哲夫氏、増田仁視氏、井上毅氏との間で責任限定契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合、3氏との当該契約をあらためて締結する予定であります。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とします。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社に移行することになります。

つきましては、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

| 氏名<br>(生年月日)                   | 略歴及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社株式数 |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| なかむらあつし<br>中村 淳<br>(1976年9月2日) | 2007年9月 弁護士登録<br>中村法律事務所開業<br>2011年1月 高志法律事務所開業(現任)<br>2013年10月 福井紛争調整委員会 委員(現任)<br>2014年4月 福井弁護士会 副会長<br>2018年6月 株式会社オールコネクト 監査役(現任)<br>2018年8月 日本司法支援センター福井地方事務所<br>副所長(現任) | 0株            |

注1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 中村淳氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 中村淳氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、法律面を中心とした客観的、中立的な監査・監督業務を通じて取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、選任をお願いするものであります。

4. 第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、変更後の定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と監査等委員である社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。中村淳氏が監査等委員である取締役に就任された場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とします。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等については、2008年6月27日の当社第52期定時株主総会において報酬年額150,000千円以内（うち社外取締役分年額15,000千円以内）と決議頂いておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じです。）の報酬等の額を年額150,000千円以内（うち社外取締役分年額15,000千円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いしたいと存じます。

現在の取締役は、5名（うち社外取締役1名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として効力を生じるものとします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いしたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として効力を生じるものとします。

以上



(提供書面)

## 事業報告

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における二次電池業界は、当初の市場拡大基調から一変し、中国の新エネルギー車向けの補助金減額に加えて新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、新エネルギー車含め自動車需要が減少に転じております。これらを受けて中国では低迷する消費の刺激策として新車購入の補助金創設や所有制限緩和の政策を打ち出しております。また、中長期的には新エネルギー車用途をはじめとした二次電池の需要拡大が見込まれることから、次世代電池の開発促進や電池部材の調達を多様化するなど新たなサプライチェーン構築の動きが活発化しております。

このような市場環境の中、当社といたしましては中期的に拡大する需要に対応する為、前事業年度から翌事業年度にかけてリチウムイオン及びニッケル水素電池向け製品の増産体制の構築に向け取組んでおります。

業績面は、リチウムイオン電池車載用途向け製品において、主要顧客の仕様変更の対応遅れから期央にかけて販売が減少いたしました。加えて、中国市場における補助金減額や新型コロナウイルス感染拡大から、新エネルギー車の販売減少の影響を受け、同用途向け製品の生産調整を余儀なくされました。また、同電池民生用途向け製品においても電動工具向け等最終製品の需要減少の影響から販売数量が減少いたしました。さらには、厳しい競争を強いられている中、販売価格においても顧客からの要求に対して対応を余儀なくされている事に加えて、コスト面においても中期的な増産に向けた設備投資や組織人員体制を強化していることから減価償却費及び労務費を中心に経費が増加し、採算面では非常に厳しい状況が続いております。

また、当社製品の主原料であるニッケル及びコバルトの国際相場において、前年第2四半期より徐々に下落をはじめ前期末にかけてニッケルは約70%、コバルトについては約30%の水準にまで下落し、当期末にかけても大きな変動なく推移したため、売上高においては前事業年度と比べ大きな減少要因となっております。

以上の結果、売上高20,073百万円（前事業年度比38.5%減）、営業損失1,365百万円（前事業年度は営業損失494百万円）、経常損失1,503百万円（前事業年度は経常損失521百万円）

円)、当期純損失は1,628百万円(前事業年度は当期純損失524百万円)となりました。主要な製品用途別の販売数量の概況は以下のとおりです。なお、当社は二次電池事業の単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

〔リチウムイオン電池向け製品〕

前事業年度比で25.3%の減少となりました。用途別の増減は次のとおりです。

- ・ 車載用途は、主要顧客向け製品において仕様変更の対応に時間を要したことから一時的に販売数量が減少したことに加えて中国市場の調整局面の影響を受けて生産調整を余儀なくされた結果、前事業年度比で18.8%の減少となりました。
- ・ 民生用途は、最終製品の需要減少の影響から販売数量が減少し、前事業年度比で32.3%の減少となりました。

〔ニッケル水素電池向け製品〕

前事業年度比で17.6%の増加となりました。用途別の増減は次のとおりです。

- ・ 車載用途は、HV車の好調を背景に主要顧客からの受注が増加基調で推移しており、前事業年度比で22.4%の増加となりました。
- ・ 民生用途は、市場縮小から前事業年度比で21.3%の減少となりました。

なお、当事業年度の期末配当につきましては、繰越利益剰余金がマイナスであることを勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。

(ご参考)

(ニッケル国際相場：円貨換算)

(単位：円/kg)

|          | 4～6月平均 | 7～9月平均 | 10～12月平均 | 1～3月平均 |
|----------|--------|--------|----------|--------|
| 2020年3月期 | 1,360  | 1,691  | 1,686    | 1,400  |
| 2019年3月期 | 1,592  | 1,489  | 1,307    | 1,378  |

(コバルト国際相場：円貨換算)

(単位：円/kg)

|          | 4～6月平均 | 7～9月平均 | 10～12月平均 | 1～3月平均 |
|----------|--------|--------|----------|--------|
| 2020年3月期 | 4,028  | 3,729  | 4,186    | 4,199  |
| 2019年3月期 | 10,429 | 8,741  | 8,089    | 4,483  |

※ニッケル LME (ロンドン金属取引所) 月次平均×TTS月次平均

コバルト LMB (ロンドン発行メタルブリテン誌) 月次平均×TTS月次平均

## ② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は8,073百万円でリチウムイオン及びニッケル水素電池向け製品の増産設備を中心に投資を行いました。その主なものは次のとおりです。

|                   |          |
|-------------------|----------|
| リチウムイオン電池向け製品生産設備 | 5,297百万円 |
| ニッケル水素電池向け製品生産設備  | 1,264百万円 |
| 研究開発設備            | 389百万円   |
| 物流倉庫              | 425百万円   |
| 排水設備              | 269百万円   |

## ③ 資金調達の状況

当社は、リチウムイオン電池やニッケル水素電池など環境対応車用二次電池市場の拡大に対し、さらなる事業拡大に向けた設備投資を行っており、これらの事業展開にかかる資金需要に充当することを目的として、12,000百万円のシンジケートローン契約を締結いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

|                           | 第61期<br>(自 2016年4月1日<br>至 2017年3月31日) | 第62期<br>(自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日) | 第63期<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) | 第64期(当期)<br>(自 2019年4月1日<br>至 2020年3月31日) |
|---------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------|
| 売上高 (百万円)                 | 13,254                                | 21,413                                | 32,632                                | 20,073                                    |
| 当期純利益又は当<br>期純損失(△) (百万円) | △640                                  | 681                                   | △524                                  | △1,628                                    |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失(△)  | △33円33銭                               | 26円90銭                                | △19円17銭                               | △50円06銭                                   |
| 総資産 (百万円)                 | 13,798                                | 16,477                                | 26,021                                | 26,259                                    |
| 純資産 (百万円)                 | 7,753                                 | 8,438                                 | 14,662                                | 13,029                                    |
| 1株当たり純資産額                 | 305円87銭                               | 332円88銭                               | 450円71銭                               | 400円52銭                                   |

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して計算しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

### (3) 重要な親会社の状況

| 会社名      | 資本金       | 当社に対する議決権比率 | 当社との関係           |
|----------|-----------|-------------|------------------|
| 住友化学株式会社 | 89,699百万円 | 50.4%       | 株式の被所有<br>出向者の受入 |

### (4) 対処すべき課題

当社の主たるマーケットである二次電池市場は、世界的な環境規制への対応からEV、PHV（プラグインハイブリッド自動車）やHV（ハイブリッド自動車）の車載用途や定置型蓄電池、さらにはドローンなど用途の多様化も含めて需要拡大が見込まれております。

リチウムイオン電池に関しては、EVやPHVの車載用途を中心として市場が大きく拡大するものと見込まれており、世界各国の政府による政策打ち出しや関連するメーカーにおいて官民連携や民間同士の提携など開発促進やコスト競争力向上に向けた動きが活発化しております。

ニッケル水素電池に関しては、HVの車載用途で引き続き旺盛かつ緩やかながらも増加基調での需要が継続しております。

このような市場環境の中、当社は前事業年度から翌事業年度にかけてリチウムイオン及びニッケル水素電池向け製品の増産体制の構築に向け取り組んでおり、インフラ含めた増産設備投資と設備稼働に向けた組織人員体制を強化しております。これらをもとに既存顧客への拡販及び新規顧客の獲得に向け取り組んでおります。一方、費用対効果や即効性を踏まえて徹底的に合理化を図ることでコスト競争力を高めるとともに、新たなベースとなる技術開発を推進してまいります。

#### ①販売拡大及び開発促進

- ・リチウムイオン電池向け材料の顧客要望に適った開発促進と受注獲得
- ・ニッケル水素電池向け材料の増産体制の構築と安定供給の体制整備

#### ②コスト競争力強化

- ・不良品発生 of 徹底抑制
- ・棚卸資産の在庫水準適正化
- ・安全安定操業の向上
- ・主原料使用の多様化、副原料調達の合理化
- ・投資額、管理可能経費の適正化

(5) **主要な事業内容** (2020年3月31日現在)

当社は、二次電池用の正極材料の製造販売を主な事業としております。

(6) **主要な事業所及び工場** (2020年3月31日現在)

本社・福井工場 福井県福井市白方町45字砂浜割5番10  
大阪支社 大阪府大阪市中央区久太郎町1丁目6番26号  
船場L Sビル10階  
東京事務所 東京都品川区東五反田1丁目10番7号  
アイオス五反田4階

(7) **使用人の状況** (2020年3月31日現在)

| 使用人数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 282名(43) | 51名増      | 36.8歳 | 7年11ヶ月 |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2020年3月31日現在)

| 借入先        | 借入額      |
|------------|----------|
| (株)三菱UFJ銀行 | 1,777百万円 |
| (株)三井住友銀行  | 1,150    |
| (株)福井銀行    | 1,060    |
| (株)北陸銀行    | 516      |
| (株)福邦銀行    | 397      |
| (株)北國銀行    | 125      |
| (株)滋賀銀行    | 75       |



### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

| 会社における地位     | 氏名      | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                             |
|--------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役 社長執行役員 | 横川 和史   | 二チエス(株)代表取締役社長<br>住友化学(株)執行役員<br><br>公認会計士増田仁視事務所・アイテック(株)監査役・日華化学(株)社外監査役・日本公認会計士協会理事<br>井上法律事務所・福井県労働委員会委員・民事調停委員・司法委員 |
| 取締役 会長       | 茂 莉 雅 宏 |                                                                                                                          |
| 取締役          | 久野 和雄   |                                                                                                                          |
| 取締役          | 小坂 伊知郎  |                                                                                                                          |
| 取締役          | 田中 浩    |                                                                                                                          |
| 常勤監査役        | 大嶋 哲夫   |                                                                                                                          |
| 監査役          | 増田 仁視   |                                                                                                                          |
| 監査役          | 井上 毅    |                                                                                                                          |

- (注) 1. 取締役久野和雄氏は、社外取締役であります。  
 2. 上記監査役3名は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役久野和雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 増田仁視氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 井上毅氏は弁護士の資格を有しており、専門的な知識と豊富な経験を有するものであります。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 | 分 | 員 | 数  | 報酬の額     |
|---|---|---|----|----------|
| 取 | 締 | 役 | 6名 | 55,971千円 |
| 監 | 査 | 役 | 4  | 17,973   |
| 合 | 計 |   | 10 | 73,945   |

- (注) 1. 上記には2019年6月27日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名と監査役1名を含んでおります。  
 2. 社外取締役1名及び社外監査役4名に対する報酬等の総額は22,293千円であり、上記報酬の額に含まれております。  
 3. 取締役の報酬限度額は、2008年6月27日の第52期定時株主総会において年額150,000千円以内と決議いただいております。  
 4. 監査役の報酬限度額は、1996年6月20日の第40期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。  
 5. 取締役及び監査役の報酬については、世間水準や業績等を勘案した固定報酬制としております。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
取締役久野和雄氏は、ニチエス株式会社の代表取締役社長を兼務しております。  
なお、当社はニチエス株式会社との間には特別の関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
監査役増田仁視氏は、アイテック株式会社及び日華化学株式会社の監査役、並びに日本公認会計士協会理事を兼務しております。  
なお、当社はアイテック株式会社、日華化学株式会社及び日本公認会計士協会との間には特別の関係はありません。  
監査役井上毅氏は、福井県労働委員会委員、民事調停委員及び司法委員を兼務しております。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

#### イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

|         | 取締役会（22回開催） |        | 監査役会（13回開催） |        |
|---------|-------------|--------|-------------|--------|
|         | 出席回数        | 出席率    | 出席回数        | 出席率    |
| 取締役久野和雄 | 22回         | 100.0% | -           | -      |
| 監査役大嶋哲夫 | 22          | 100.0  | 13回         | 100.0% |
| 監査役増田仁視 | 22          | 100.0  | 12          | 92.3   |
| 監査役井上毅  | 16          | 100.0  | 10          | 100.0  |

#### ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・ 取締役久野和雄氏は、当事業年度に開催された取締役会22回全て出席し、企業経営者の見地から議案の審議等につき適宜必要な発言を行っております。
- ・ 監査役大嶋哲夫氏は、当事業年度に開催された取締役会22回全て出席している他、その他の重要な社内会議にも出席し、取締役の職務執行状況を常時モニタリングしております。また、当事業年度に開催された監査役会13回全て出席し、監査結果についての意見交換、監査事項に関する協議を行っております。
- ・ 監査役増田仁視氏は、当事業年度に開催された取締役会22回全て出席し、公認会計士としての専門的な見地からの意見・アドバイスを行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち12回出席し、監査役としての経験に基づき、監査結果についての意見交換、監査事項に関する協議を行っております。



- ・ 監査役井上毅氏は、監査役就任後に開催された取締役会16回全て出席し、弁護士としての専門的な見地からの意見・アドバイスを行っております。また、監査役就任後に開催された監査役会10回全て出席し、監査結果についての意見交換、監査事項に関する協議を行っております。

(4) **責任限定契約の概要**

当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と業務執行を行わない取締役及び監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、業務執行を行わない取締役及び監査役との間で当該契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) **名称** 有限責任 あずさ監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、2019年6月27日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) **報酬等の額**

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 20,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000千円  |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること（以下「コンプライアンス」という。）を確保するための体制として、取締役会、社外取締役、監査役会、内部監査部門並びにコンプライアンス委員会がそれぞれの機能を最大限に発揮しつつ相互に連携して目的の達成に努力する体制を基本といたします。

- ① 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備についての基本方針を決定するとともに、定期的に整備状況の確認を行います。
- ② 取締役会には、最低1名以上の社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持・向上を図ります。
- ③ 監査役会を構成する監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行を監査いたします。
- ④ 内部監査部門は、監査を通じて各部門の職務の執行が法令、定款並びに社内規程に適合していることを確認いたします。
- ⑤ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス管理規程及びコンプライアンスに関する規程の制定、改廃に関する取締役会への付議、コンプライアンスに関連する役職員の行動規範として「コンプライアンス・マニュアル」の整備並びに研修実施等により取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。また、役職員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合には、速やかにコンプライアンス委員会に報告される体制を構築しております。この体制には、匿名が保障された通報システムを活用しております。

**(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役会、執行役員会議その他重要な会議の意思決定にかかわる情報、社長及び担当役員決裁その他の重要な決裁にかかわる情報を記録し、文書管理規程に従って保存・管理したうえ、必要関係者が閲覧できる体制を構築しております。

**(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 経営に関する重大な影響を及ぼすリスクを全体的に認識、評価、対応する仕組みを構築しております。とりわけ、リスク管理に関する規程を運用し、平時における事前予防体制と有事における迅速な対応並びに再発防止策を講じる体制のもと取り組んでおります。
- ② 内部監査部門は、全社のリスク管理状況をレビューするため、各部署のリスク管理状況を監査し、定期的に取り締役会及び監査役会に報告しております。
- ③ 当社経営におけるリスクのうち、収益に最も影響の大きい主原料価格リスクについては、原料部において価格リスクを持つ数量の把握を行う一方、経理・システム部において包括的に状況を把握する体制のもと取り組んでおります。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、以下の職務権限、意思決定ルール及び経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っております。

- ① 取締役会は、取締役の職務執行が効率的に行われるよう職務権限（取締役に対する権限委譲を含む。）と意思決定ルールを関連社内規程に定め、権限と責任を明確にいたします。これらの社内規程の改廃は取締役会の決定によります。また、業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて、業務の効率化を推進いたします。
- ② 取締役会は、中期経営計画を策定し、毎事業年度において中期経営計画との整合性を持たせた年度事業計画と部門別重点施策を策定のうえ、その執行を監督しております。

- (5) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**  
取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する使用人（以下「監査役スタッフ」という。）として適切な人材を配置いたします。
- (6) **前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項**  
監査役スタッフの適切な職務遂行のため、監査役スタッフは取締役の指揮命令を受けないもの  
といたします。
- (7) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**  
取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、  
内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他各監査役がその  
職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告、情報提供を行うもの  
といたします。
- (8) **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保す  
るための体制**  
当社は「コンプライアンス管理規程」及び「内部通報細則」を定め、当該報告をしたことを理  
由に不利な取扱いをしない体制を整えております。
- (9) **監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**  
監査役が職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該  
監査役の職務の執行に関係ないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する  
ものとします。
- (10) **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ちます。
  - ② 取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力いたします。
  - ③ 取締役は、監査役職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計  
士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備いたします。

## (11) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及びその整備状況

### ① 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、また不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応することといたします。

### ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力との関係を遮断する取組みを一層推進するため、対応統括部署を総務人事部と定め、不当要求防止責任者を配置するとともに社内体制の整備・強化を図っております。また、総務人事部を窓口として平素より所轄警察署及び外部専門機関などと連携することにより反社会的勢力の排除に向けた情報収集並びに共有化に努め、社内への周知徹底及び注意喚起を行っております。

## (12) 業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要

① 取締役会を22回開催し、社外取締役及び監査役出席のもと、法令等に定められた事項や経営方針等の重要事項を決定いたしました。

② 内部監査部門は内部監査実施計画に基づき、財務報告に係る内部統制の評価及び業務監査を実施いたしました。

③ 法令等の遵守を徹底するため、全役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施いたしました。

## (13) 監査役監査の状況

全員が社外監査役である3名で組織する監査役会は、当事業年度において監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については、「3. 会社役員の状況 (3)③イ 取締役会及び監査役会への出席状況」に記載の通りです。

監査役会における主な検討事項は、監査の方針及び監査計画の策定、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び相当性についてです。加えて、当事業年度においては、会計監査人の交代選任、監査等委員会設置会社への機関設計変更についても協議いたしました。

また、監査役の活動として、取締役等との意思疎通、取締役会・執行役員会議その他重要な会議への出席、重要な稟議書類等の閲覧、業務及び財産状況の調査、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認を行っております。

## 6. コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は継続的な企業価値向上を具現化していくために、コーポレート・ガバナンスの強化が必要であると認識しており、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築しております。

現在当社は1名の社外取締役を選任しており、監査役3名は、常勤・非常勤を問わず全員が社外監査役であることから、独立性の高い役員により取締役の会社経営を監視できる体制となっております。

また、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するために、取締役の任期を1年とするとともに、執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化を図っております。

当社と親会社グループとの取引の公正性及び透明性を確保するとともに、当社の少数株主の利益の保護に資することを目的として、取締役会の諮問機関として社外役員審議委員会を設置しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                |                   |
|------------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>9,147,016</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>8,365,941</b>  |
| 現金及び預金                 | 1,014,256         | 支払手形                   | 502               |
| 電子記録債権                 | 275,298           | 電子記録債務                 | 849,606           |
| 売掛金                    | 2,579,100         | 買掛金                    | 1,205,003         |
| 製品                     | 1,162,426         | 1年内返済予定の長期借入金          | 300,000           |
| 仕掛品                    | 1,830,606         | 未払金                    | 652,901           |
| 原材料及び貯蔵品               | 923,739           | 未払費用                   | 17,759            |
| 前渡金                    | 2,000             | 未払法人税等                 | 49,500            |
| 前払費用                   | 20,645            | 前受金                    | 1,000,137         |
| グループ預け金                | 700,000           | 預り金                    | 20,433            |
| その他                    | 638,944           | 賞与引当金                  | 93,183            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>17,112,787</b> | 設備関係電子記録債務             | 4,176,913         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>16,995,058</b> | <b>固 定 負 債</b>         | <b>4,864,294</b>  |
| 建物                     | 2,429,142         | 長期借入金                  | 4,800,000         |
| 構築物                    | 199,086           | 退職給付引当金                | 26,222            |
| 機械装置                   | 5,749,154         | 資産除去債務                 | 32,000            |
| 車両運搬具                  | 12,289            | 繰延税金負債                 | 5,591             |
| 工具器具備品                 | 215,979           | その他                    | 480               |
| 土地                     | 1,433,348         | <b>負 債 合 計</b>         | <b>13,230,236</b> |
| 建設仮勘定                  | 6,956,057         | <b>純 資 産 の 部</b>       |                   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>6,256</b>      | <b>株 主 資 本</b>         | <b>13,018,228</b> |
| 電話加入権                  | 1,947             | 資 本 金                  | 9,155,228         |
| ソフトウェア                 | 3,761             | 資 本 剰 余 金              | 6,662,707         |
| その他                    | 548               | 資 本 準 備 金              | 6,662,707         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>111,472</b>    | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>△2,797,630</b> |
| 投資有価証券                 | 68,214            | その他利益剰余金               | △2,797,630        |
| 従業員に対する長期貸付金           | 653               | 繰越利益剰余金                | △2,797,630        |
| 長期前払費用                 | 412               | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△2,077</b>     |
| その他                    | 42,643            | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>11,340</b>     |
| 貸倒引当金                  | △451              | その他有価証券評価差額金           | 11,340            |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>26,259,804</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>13,029,568</b> |
|                        |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>   | <b>26,259,804</b> |

# 損益計算書

( 自 2019年4月1日 )  
( 至 2020年3月31日 )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     | 金 額        |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 20,073,981 |
| 売 上 原 価                 |         | 19,565,886 |
| 売 上 総 利 益               |         | 508,095    |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,873,169  |
| 営 業 損 失                 |         | 1,365,073  |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 3,752   |            |
| そ の 他                   | 5,429   | 9,182      |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 支 払 利 息                 | 18,955  |            |
| 為 替 差 損                 | 19,899  |            |
| シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料 | 106,171 |            |
| そ の 他                   | 2,197   | 147,224    |
| 経 常 損 失                 |         | 1,503,115  |
| 特 別 利 益                 |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 3,529   |            |
| 補 助 金 収 入               | 277,277 | 280,806    |
| 特 別 損 失                 |         |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 9,140   |            |
| 固 定 資 産 圧 縮 損           | 268,123 | 277,264    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |         | 1,499,572  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 8,018   |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 120,870 | 128,888    |
| 当 期 純 損 失               |         | 1,628,461  |



## 株主資本等変動計算書

( 自 2019年4月1日 )  
( 至 2020年3月31日 )

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |           |                     |            |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|---------------------|------------|
|                               | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |           | 利 益 剰 余 金           |            |
|                               |           | 資本準備金     | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計    |
| 当 期 首 残 高                     | 9,155,228 | 6,662,707 | 6,662,707 | △1,169,168          | △1,169,168 |
| 当 期 変 動 額                     |           |           |           |                     |            |
| 新 株 の 発 行                     |           |           |           |                     |            |
| 当 期 純 損 失                     |           |           |           | △1,628,461          | △1,628,461 |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |           |           |           |                     |            |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項目の当期変動額(純額) |           |           |           |                     |            |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | -         | -         | -         | △1,628,461          | △1,628,461 |
| 当 期 末 残 高                     | 9,155,228 | 6,662,707 | 6,662,707 | △2,797,630          | △2,797,630 |

|                               | 株主資本   |            | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計      |
|-------------------------------|--------|------------|------------------|----------------|------------|
|                               | 自己株式   | 株主資本合計     | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額等<br>合計 |            |
| 当 期 首 残 高                     | △2,077 | 14,646,689 | 15,734           | 15,734         | 14,662,424 |
| 当 期 変 動 額                     |        |            |                  |                |            |
| 新 株 の 発 行                     |        |            |                  |                |            |
| 当 期 純 損 失                     |        | △1,628,461 |                  |                | △1,628,461 |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |        |            |                  |                |            |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項目の当期変動額(純額) |        |            | △4,393           | △4,393         | △4,393     |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | -      | △1,628,461 | △4,393           | △4,393         | △1,632,855 |
| 当 期 末 残 高                     | △2,077 | 13,018,228 | 11,340           | 11,340         | 13,029,568 |

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② たな卸資産

製品・仕掛品・原材料

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

(リース資産を除く)

建 物

7年～35年

機械装置

2年～12年

#### ② 無形固定資産（ソフトウェア）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

#### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

賞与引当金

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額から年金資産額を控除した金額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算は、退職給付債務の額を原則法に基づき計算し、当該退職給付債務の額と年金財政計算上の数理債務との比（比較指数）を求め、直近の年金財政計算における数理債務の額に比較指数を乗じた金額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

### (5) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「前受金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「前受金」は137千円です。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

|        |             |
|--------|-------------|
| 建物     | 840,150千円   |
| 土地     | 1,125,321   |
| 投資有価証券 | 32,092      |
| 計      | 1,997,564千円 |

#### ② 担保に係る債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 300,000千円   |
| 長期借入金         | 1,800,000   |
| 計             | 2,100,000千円 |

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 15,925,690千円

### (3) 当事業年度において国庫補助金の受入れにより圧縮記帳を行った額

|        |           |
|--------|-----------|
| 建物     | 109,391千円 |
| 構築物    | 1,248     |
| 機械装置   | 144,754   |
| 工具器具備品 | 12,729    |
| 計      | 268,123千円 |

### 固定資産にかかる国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額

|        |             |
|--------|-------------|
| 建物     | 409,161千円   |
| 構築物    | 12,037      |
| 機械装置   | 2,667,273   |
| 車両運搬具  | 2,540       |
| 工具器具備品 | 48,415      |
| ソフトウェア | 561         |
| 計      | 3,139,989千円 |

### (4) 電子記録債権譲渡高 339,393千円

### (5) 財務制限条項

(2017年3月28日契約)

株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（借入残高2,100,000千円）には、次の財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

2017年3月以降に終了する各年度の決算期の末日における借入単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。

本契約締結日以降、全貸付人の貸付義務が終了し、かつ借入人が貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、住友化学株式会社の借入人に対する出資比率が50.1%以上に維持されるようにすること。

(2020年1月28日契約)

株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（借入残高3,000,000千円）には、次の財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

2020年3月以降に終了する各年度の決算期の末日における借入人単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。

本契約締結日以降、全貸付人の貸付義務が終了し、かつ借入人が貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、住友化学株式会社の借入人に対する出資比率が50.1%以上に維持されるようにすること。

(6) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |         |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 2,200千円 |
| 短期金銭債務 | 1,535   |

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

|      |         |
|------|---------|
| 営業収入 | 2,000千円 |
| 営業費用 | 231,428 |

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数<br>(株) | 当事業年度増加株式数<br>(株) | 当事業年度減少株式数<br>(株) | 当事業年度末の株式数<br>(株) |
|-------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 普通株式  | 32,533,000         | —                 | —                 | 32,533,000        |

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数<br>(株) | 当事業年度増加株式数<br>(株) | 当事業年度減少株式数<br>(株) | 当事業年度末の株式数<br>(株) |
|-------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 普通株式  | 1,086              | —                 | —                 | 1,086             |

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金及び住友化学グループのグループファイナンス等に限定し、また、資金調達については増資、銀行借入及び住友化学グループのファイナンスによる方針です。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の商取引管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度毎に把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、当該企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金並びに未払金、設備関係電子記録債務は、1年以内の支払期日です。

営業債務、未払金、設備関係電子記録債務及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、資金担当部門が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

|                | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)    | 差額 (千円) |
|----------------|------------------|------------|---------|
| (1) 現金及び預金     | 1,014,256        | 1,014,256  | —       |
| (2) 電子記録債権     | 275,298          | 275,298    | —       |
| (3) 売掛金        | 2,579,100        | 2,579,100  | —       |
| (4) グループ預け金    | 700,000          | 700,000    | —       |
| (5) 投資有価証券     | 36,139           | 36,139     | —       |
| 資産計            | 4,604,794        | 4,604,794  | —       |
| (1) 支払手形       | 502              | 502        | —       |
| (2) 電子記録債務     | 849,606          | 849,606    | —       |
| (3) 買掛金        | 1,205,003        | 1,205,003  | —       |
| (4) 未払金        | 652,901          | 652,901    | —       |
| (5) 設備関係電子記録債務 | 4,176,913        | 4,176,913  | —       |
| (6) 長期借入金(*1)  | 5,100,000        | 5,100,000  | —       |
| 負債計            | 11,984,926       | 11,984,926 | —       |

(\*1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)電子記録債権、(3)売掛金、(4)グループ預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しております。

負 債

(1)支払手形、(2)電子記録債務、(3)買掛金、(4)未払金、(5)設備関係電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金

長期借入金は変動金利のため市場金利を反映し、また当社の信用状態は借入実行後大きく変化していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額32,075千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

### 繰延税金資産

|                         |              |
|-------------------------|--------------|
| 賞与引当金                   | 28,383千円     |
| 未払法定福利費                 | 4,510        |
| 未払事業税                   | 12,756       |
| 退職給付引当金                 | 7,987        |
| ゴルフ会員権評価損               | 9,612        |
| 減価償却超過額                 | 16,499       |
| 減損損失                    | 179,675      |
| 資産除去債務                  | 9,991        |
| 税務上の繰越欠損金(注) 2          | 2,365,965    |
| その他                     | 13,829       |
| 繰延税金資産小計                | 2,649,211千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2 | △2,365,965   |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額   | △283,245     |
| 評価性引当額小計(注) 1           | △2,649,211千円 |
| 繰延税金資産合計                | -千円          |

### 繰延税金負債

|              |          |
|--------------|----------|
| 資産除去債務       | △623千円   |
| その他有価証券評価差額金 | △4,967   |
| 繰延税金負債合計     | △5,591千円 |
| 繰延税金資産の純額    | △5,591千円 |

(注) 1. 評価性引当額が574,702千円増加しております。この増加は主に、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が544,862千円増加したためです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2020年3月31日)

|               | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) | 合計<br>(千円) |
|---------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|------------|
| 税務上の繰越欠損金(※1) | 375,418      | 494,468             | 209,368             | 217,243             | -                   | 1,069,465   | 2,365,965  |
| 評価性引当額        | △375,418     | △494,468            | △209,368            | △217,243            | -                   | △1,069,465  | △2,365,965 |
| 繰延税金資産        | -            | -                   | -                   | -                   | -                   | -           | -          |

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

| 種類      | 会社等の名称又は氏名  | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円)  | 科目      | 期末残高(千円) |
|---------|-------------|-------------------|-----------|-------|-----------|---------|----------|
| 親会社の子会社 | 住化ファイナンス(株) | -                 | 資金の預入     | 資金の預入 | 700,000   | グループ預け金 | 700,000  |
|         |             |                   |           | 資金の払戻 | 6,500,000 |         |          |

(注) グループ預け金の金利につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 400円52銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 50円06銭  |



## 10. その他の注記

(退職給付会計)

### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

### (2) 確定給付制度

#### ① 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 退職給付引当金 (△は前払年金費用) |          |
| の期首残高              | 1,750千円  |
| 退職給付費用             | 89,463   |
| 制度への拠出額            | △64,990  |
| <hr/>              |          |
| 退職給付引当金 (△は前払年金費用) |          |
| の期末残高              | 26,222千円 |

#### ② 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 積立型制度の退職給付債務        | 728,541千円 |
| 年金資産                | △702,318  |
| <hr/>               |           |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 26,222千円  |

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 退職給付引当金             | 26,222千円 |
| <hr/>               |          |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 26,222千円 |

#### ③ 退職給付費用

|                |          |
|----------------|----------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 89,463千円 |
|----------------|----------|

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社田中化学研究所  
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人  
北陸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 木 修 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 橋 勇 一 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社田中化学研究所の2019年4月1日から2020年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人である有限責任 あずさ監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規定に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会、執行役員会議、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。  
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査室及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの親会社等関連当事者との間の取引に関し留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人である有限責任 あずさ監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、有限責任 あずさ監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、有限責任 あずさ監査法人から「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④個別注記に記載されている「関連当事者との取引に関する注記」については、親会社の子会社との取引について記載しておりますが、当該取引を行うにあたり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社田中化学研究所 監査役会

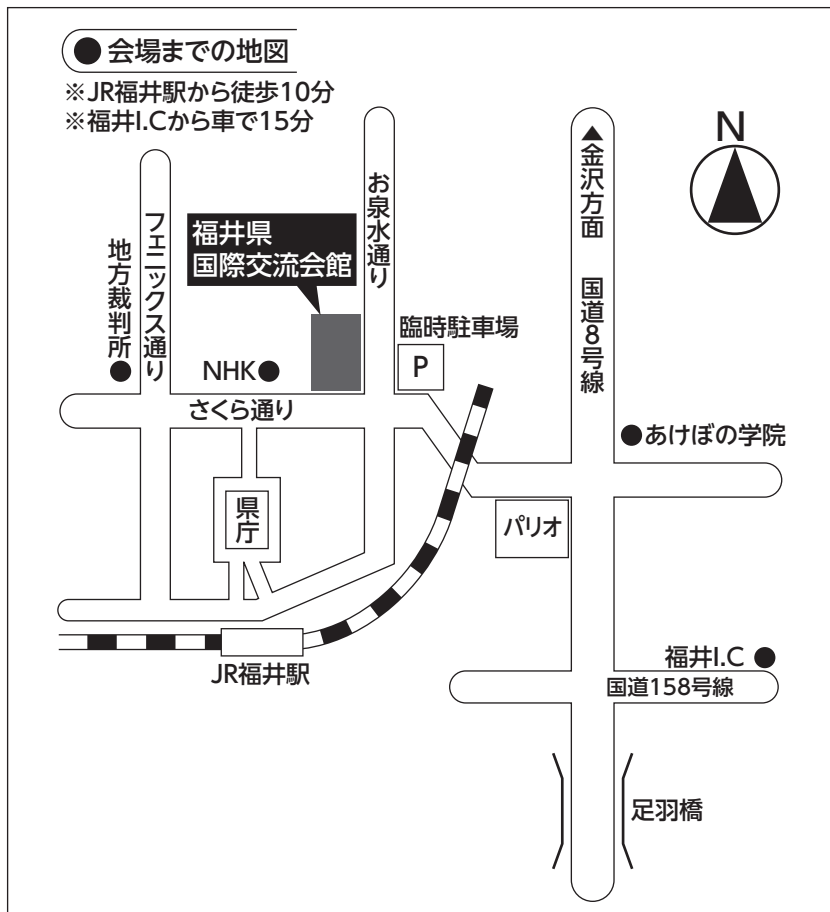
|                  |     |     |   |
|------------------|-----|-----|---|
| 常勤監査役<br>(社外監査役) | 大 嶋 | 哲 夫 | ㊟ |
| 社外監査役            | 増 田 | 仁 視 | ㊟ |
| 社外監査役            | 井 上 | 毅   | ㊟ |

以 上



# 株主総会会場ご案内図

福井県福井市宝永3丁目1-1  
福井県国際交流会館 B1 多目的ホール  
電話 (0776) - 28-8800



※お車でご来場の際は、お手数ながら、臨時駐車場（会場向い側）をご利用いただきますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。